### **３．第７期計画の進捗状況**

#### （１）介護保険サービスの状況

##### ア）サービスの利用状況及び給付額の状況

本市におけるサービスの利用者割合をみると、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの５年間で、居宅サービスの利用者割合は7.2ポイント減、地域密着型サービスの利用者割合が7.1ポイント増、施設サービスが横ばいとなっており、サービスの給付額割合については、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの５年間で、居宅サービスの利用者割合が2.9ポイント減、地域密着型サービスの利用者割合が3.0ポイント増、施設サービスが0.1ポイント減となっています。

　　また、サービスの利用者及び給付額の割合について、全国及び大阪府と比較すると、本市は全国と比べて居宅サービスの利用者が大きいものの給付額割合が小さく、大阪府に比べて施設サービスの利用者及び給付割合が大きくなっています。

図表56：サービスの利用者割合の推移　　　　　　　　図表57：サービスの給付額割合の推移



図表58：サービスの利用者割合　　　　　　　　　　　図表59：サービスの給付額割合

（令和２年４月分）　　　　　　　　　　　　　　　（令和２年４月分）



図表60：第１号被保険者１人あたりの給付費（月額）の推移

※各年度３月分

（参考）大阪府平均（暫定値）　令和２年３月分　第１号被保険者１人あたりの給付額（月額）

居宅サービス：14,675円　地域密着型サービス：3,315円　施設サービス：6,281円

※介護保険事業報告（暫定）（令和２年３月分）より

図表61：介護保険サービス受給者１人あたりの給付費（月額）の推移

※各年度３月分

（参考）大阪府平均（暫定値）　令和２年３月分　介護保険サービス受給者１人あたりの給付額（月額）

居宅サービス：110,767円　地域密着型サービス：131,409円　施設サービス：287,103円

※介護保険事業報告（暫定）（令和２年３月分）より

##### イ）サービス基盤の整備状況

①施設・居住系サービス

本市における第７期計画期間中の施設・居住系サービス基盤の整備状況は図表62のとおりです。

図表62：施設サービス基盤の整備状況（令和２年(2020年)９月末時点）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 特別養護老人ホーム | 介護老人保健施設 | 介護医療院 | 介護療養型医療施設 | 特定施設入居者生活介護 | 合計 |
| 平成　年度末時点の整備数（施設数）29 | 西部 | 箕面小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 西小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
|  北部・西南 | 止々呂美小学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 南小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 西南小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 中西部 | 萱野小学校 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 北小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中小学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 中東部 | 萱野北小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 萱野東小学校 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 豊川南小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 東部 | 東小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 豊川北小学校 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 彩都の丘小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 5 | 4 | 0 | 0 | 7 | 16 |
| 定員（人） | 380 | 370 | 0 | 0 | 407 | 1,157 |
| 第７期計画期間新規整備見込数（人） | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 |
| 令和２年９月末時点の整備状況（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②地域密着型サービス

本市における第７期計画期間中の地域密着型サービス基盤の整備状況は図表63のとおりです。

図表63：地域密着型サービス基盤の整備状況（令和２年(2020年)９月末時点）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 平成29年度末の整備状況 | 第７期計画期間の整備方針 | 第７期計画期間中の整備 | 令和２年９月末時点の整備状況 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | １か所（中東部圏域） | 新規整備なし | なし | １か所 |
| 夜間対応型訪問介護 | なし | 新規整備なし | なし | なし |
| 地域密着型通所介護 | 18か所 | 事業者参入動向を見極めながら必要に応じて整備 | 平成30年３月31日廃止３か所 | 15か所 |
| （介護予防）認知症対応型通所介護（認知症対応デイサービス） | ３か所（中西部、西部、中東部圏域に各１か所） | 事業者参入動向を見極めながら必要に応じて整備 | 平成30年３月31日廃止１か所 | ２か所（中西部、中東部圏域に各１か所） |
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | ３か所（西南、中西部、東部圏域に各１か所） | 市内全域を対象に１事業所(定員25人)を募集 | 応募なし | ３か所 |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | ８か所13ユニット(117人分)（西部３か所６ユニット、中西部２か所３ユニット、中東部２か所２ユニット、東部１か所２ユニット） | 新規整備なし | なし | ８か所13ユニット(117人分) |
| 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） | 1か所（29人分）（中西部圏域） | 新規整備なし | なし | 1か所（29人分） |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | なし | 市内全域を対象に１事業所(定員25人)を募集 | 応募なし | なし |

③居宅サービス

本市における第７期計画期間中の主な居宅サービス基盤の整備状況は図表64のとおりです。なお、居宅サービスについては、市において基盤整備にかかる制限等は設けていません。

図表64：居宅サービス基盤の整備状況（令和２年(2020年)９月末時点）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 居宅介護支援（ケアマネジメント） | 訪問介護（ホームヘルプ） | 訪問看護 | 訪問リハビリ | 通所介護（デイサービス） | 通所リハビリ（デイケア） | 短期入所生活介護（ショートステイ） | 短期入所療養介護（ショートステイ） |
| 西部 | 箕面小学校 | 6 | 8 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0  |
| 西小学校 | 5 | 7 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0  |
|  北部・西南 | 止々呂美小学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0  |
| 南小学校 | 2 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0  |
| 西南小学校 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0  |
| 中西部 | 萱野小学校 | 2 | 5 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1  |
| 北小学校 | 2 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0  |
| 中小学校 | 7 | 10 | 2 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0  |
| 中東部 | 萱野北小学校 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0  |
| 萱野東小学校 | 9 | 10 | 6 | 1 | 4 | 1 | 3 | 1  |
| 豊川南小学校 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0  |
| 東部 | 東小学校 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0  |
| 豊川北小学校 | 3 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2  |
| 彩都の丘小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0  |
| 合計 | 42 | 56 | 16 | 3 | 28 | 6 | 6 | 4  |
| 定員（人） | - | - | - | - | 793  | 166  | 67  | - |

##### ウ）サービスの給付実績

各サービスの給付実績は、図表65～図表71のとおりです。

図表65：居宅サービス（介護給付費）の給付実績



図表66：居宅サービス（介護予防給付費）の給付実績



※給付費は年間累計の金額、回（日）数は年間累計の回（日）数、人数は年間累計の人数

図表67：施設サービスの給付実績



図表68：地域密着型サービスの給付実績



図表69： 総合事業の給付実績① 図表70： 総合事業の給付実績②



図表71： 総合事業の給付実績③



#### （２）主な重点施策・事業の取組状況

##### ア）健康で生きがいのある暮らしの推進

###### a）健康づくりと生活習慣病予防の推進

　　　高齢者の健康づくりについては、平成30年度(2018年度)に介護予防や健康長寿をテーマにした「健康長寿フォーラム」を開催し、市民に広く、生活習慣病予防や介護予防について、普及啓発を進めました。また、平成30年度(2018年度)に実施した「高齢者基本健康調査」の結果を基に、生活習慣病予防に向けたアンチエイジングセミナー「血管若返りコース」を令和元年度(2019年度)に新設しました。

また、令和元年度(2019年度)からは箕面シニア塾にスポーツコースを新設したほか、稲ふれあいセンターや各地域で運動トレーナーによる体操指導を行い、介護予防の必要性に気づき、取り組むための環境づくりに努めました。

###### b）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

　　介護保険制度の基本理念である「自立支援」（自らの有する能力を最大限生かして、自立した日常生活を居宅において送ることをめざす考えかた）を主眼に置きながら、様々なアプローチにより介護予防・重度化防止を推進しました。

■全体へのアプローチ

|  |
| --- |
| □市医療職の出前講座市医療職による、介護予防事業での健康教育や健康相談を地区福祉会やシニアクラブ等の通いの場で、専門性を生かした技術的助言を行いました。□介護予防活動の担い手養成高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくりを進めるため、介護予防活動の担い手養成を実施しました。□市広報紙、ホームページ、チラシによる情報発信市広報紙やホームページでの広報に加えて、介護保険料決定通知書にスポーツ教室・介護予防教室の案内チラシを同封したほか、介護予防の必要性に気づきを促す啓発チラシを配布し、高齢者に広く情報発信をしました。□健康長寿フォーラムの開催介護予防や健康長寿促進に向けて、健康長寿に関する講演会や認知症体験、食や運動、各種測定、健康相談のブースなどを設けた、健康長寿フォーラムを開催しました。 |

■対象別のアプローチ

　　外出機会の頻度と身体能力の状況等により、介護予防等のリスクの高さを４つに分類し、状態像に応じて以下のアプローチを行いました。

|  |
| --- |
| □外出機会が多く、身体能力の高いかた地域のシニアクラブや地区福祉会、通いの場や自主サークルなどでの介護予防活動のリーダーとして活躍していただけるよう、介護予防推進員養成講座などを実施しました。□外出機会が多いが、身体能力の低下しているかた　シニアクラブなどの通いの場や、介護予防教室などへの参加を促すとともに、稲ふれあいセンターのパワープレート（トレーニングマシン）などの活用により、身体能力の改善機会の提供を進めました。□外出機会が少ないが、身体能力の高いかた　市広報紙や啓発チラシなどにより、介護予防の必要性に関する気づきを促し、シニアクラブや介護予防教室などへの参加促進を図りました。□外出機会が少なく、身体能力の低下しているかた　市広報紙や啓発チラシなどにより、介護予防の必要性に関する気づきを促し、シニアクラブや介護予防教室などへの参加促進を図りました。また、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職の個別アプローチにより、生活指導や自主トレーニングの指導を行い、介護予防教室や街かどデイハウスへの参加促進により、身体能力の改善機会の提供を進めました。 |

■段階的アプローチ

　　介護予防事業の実施目的を３段階に分類し、対象者が段階的に介護予防事業を活用できるよう、アプローチを行いました。

|  |
| --- |
| □気づきの機会の提供自分の健康状態を把握し、介護予防の大切さに気づくための機会を提供しました。具体的には、啓発チラシの配布や、医療職による健康相談、からだの元気度測定（体力測定）、運動トレーナーによる体操指導などを実施しました。□見つける機会の提供自分に合った介護予防メニューや、趣味・関心を見つけるための機会を提供しました。具体的には、アンチエイジングセミナー（腰痛・膝痛予防コース、骨折しない体づくりコース、骨盤底筋トレでポッコリお腹予防コース、血管若返りコース、脳の若返りコース、お口元気アップ教室、歌って笑ってお口の教室）、箕面シニア塾（文化・健康コース、スポーツコース）などを開催しました。□続ける機会の提供自分に合った文化・スポーツ・趣味など介護予防に役立つ活動を続けるための機会を提供するため、地域の活動の場に対する支援を行いました。具体的には、稲ふれあいセンターの利用を活性化するため、運動トレーナーによる体操指導、からだの元気度測定会、パワープレート新規講習会などを開催したほか、見学・体験デーにより、新規の見学や同好会活動体験の機会を提供しました。また、シニアクラブの活動支援、シニア活動応援交付金による地域グループの立ち上げ・活性化支援、運動トレーナー派遣による体操グループなどの立ち上げ・活性化支援、からだの元気度測定会の開催による地域グループの活性化支援、街かどデイハウスの活動支援などを実施しました。 |

###### c）一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、元気な高齢者や虚弱な高齢者が要支援状態にならないように、また要支援者や要介護者は身体状況が現状よりも悪くならないように、維持や改善をめざして取り組むものです。本市では、第７期計画期間中、一般介護予防事業として次の５つの事業を推進しました。

①介護予防把握事業

市と地域包括支援センターが連携して、多職種連携元気サポート会議の開催や圏域ネットワーク会議（日常生活圏域ごとにケアマネジャーやサービス事業者などの関係者間で、介護予防や総合事業などの情報共有と連携構築を目的とした会議）への参加などを通じて地域課題の抽出に取り組むとともに、圏域ごとの地域の通いの場の情報収集と活用、通いの場の創出に取り組み、高齢者の介護予防活動を促進しました。また、平成30年度(2018年度)には、前期高齢者を対象に「高齢者基本健康調査」を実施し、高齢者の心身の状況や社会参加の状況について実態把握を行いました。

②介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業では、次のような取組を実施しました。

■身体機能の維持・向上を目的とした取組内容

|  |
| --- |
| □アンチエイジングセミナー（骨折しない体づくりコース）運動器の機能向上やバランス能力の向上、転倒を防ぐための環境改善の知識の普及を図る。□アンチエイジングセミナー（腰痛・膝痛予防コース）腰痛・膝痛予防に関する知識の普及と関節の柔軟性や筋力の向上を図る。□アンチエイジングセミナー（骨盤底筋トレでポッコリお腹予防コース）ポッコリお腹や尿失禁を予防するために骨盤底筋を強化する運動及び全身の運動器の機能向上を図る。□アンチエイジングセミナー（脳の若返りコース）　認知症を予防するための脳トレや手軽な運動、生活習慣のポイントを伝える。□アンチエイジングセミナー（血管若返りコース）　血管若返りのための手軽な運動や生活習慣のポイントなどを伝える。□アンチエイジングセミナー（お口元気アップ教室）口腔に関する悩みを解消し、口腔機能の維持・向上を図る。□アンチエイジングセミナー（歌って笑ってお口の教室）　口腔機能向上のための季節の歌やリズム体操を実施する。□通いの場での介護予防教室・認知症予防教室街かどデイハウスや社会福祉協議会地区福祉会による高齢者ふれあいいきいきサロンで、介護予防・認知症予防に関する知識の普及と運動器の機能や認知機能の維持向上を図る。□箕面シニア塾文化・健康コース、スポーツコースの２コースを設定。介護予防の視点を取り入れた講座を開催し、講座修了後も様々な活動に継続して参加できるよう支援する。□からだの元気度測定会シニアクラブ、高齢者ふれあいいきいきサロン、稲ふれあいセンター等で体力測定を行い、筋力や柔軟性、バランス能力に気づく機会を提供するとともに、機能を向上するための情報提供を行う。□運動トレーナーの派遣健康運動指導士などの運動の専門職を地域の自主的なグループに派遣し、継続して運動ができるように活動を支援する。また、令和元年度（2019年度）からは、定期的に稲ふれあいセンターや市東部・西部の公共施設に運動トレーナーを派遣して体操指導等を行い、介護予防の必要性に気づき、取り組むための環境づくりにより、運動機能の維持・改善を図る。 |

|  |
| --- |
| □健康相談医療専門職（保健師・歯科衛生士・管理栄養士・理学療法士・作業療法士）が身体に関する悩みに対して、指導や情報提供を行い、改善・解決を図る。□介護予防啓発介護保険料決定通知書にスポーツ教室・介護予防教室の案内チラシを同封するほか、介護予防の必要性に気づきを促す啓発チラシの配布等により、身体活動の維持・改善について啓発する。 |

③地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動ができるように、介護予防のボランティアの育成・支援等を行いました。

■地域における担い手の育成・支援のための研修内容

|  |
| --- |
| □介護予防推進員養成講座「ゆっくりんぐ体操」を地域に普及させ、虚弱高齢者等に対する介護予防活動を行う推進員を養成する。□自立支援推進員養成講座介護予防方法や地域活動の必要性を学ぶことで、家族や友人、地域住民のために地域の中で率先して介護予防活動を行う推進員を養成する。□認知症予防活動の支援講座認知症への理解を深めることで、街かどデイハウスや地域の自主サークル、高齢者ふれあいいきいきサロンなどで認知症予防活動を実践するボランティアを養成する。□生活支援サポーター養成研修総合事業の訪問型サービスの担い手を増やすため、身体介護を必要としないかたの生活支援を行う生活支援サポーター養成研修（介護保険制度や高齢者の生活支援に関する基礎知識についての研修）実施に対して補助を行う。 |

■その他の取組内容

|  |
| --- |
| □シニア活動応援交付金の交付高齢者の自主グループ活動・サークル活動について、新規立ち上げと活性化の取組（新たなメンバーを増やすための体験会・発表会等の取組）に対し交付金を交付し、その促進を図る。□街かどデイハウスの運営補助高齢者の通いの場である街かどデイハウスの安定的な運営を図る。 |

④一般介護予防事業評価事業

平成30年度(2018年度)に実施した「高齢者基本健康調査」の結果をもとに、生活習慣病予防に向けたアンチエイジングセミナー「血管若返りコース」を令和元年度(2019年度)に新設するなど、介護予防教室の内容の見直しを行ったほか、年度ごとに介護サービス評価専門員会議等において、一般介護予防事業の取組状況の評価を行い、必要な改善策の検討を行いました。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

市医療職（理学療法士・作業療法士）が、地域包括支援センターごとの担当制により、住宅改修や福祉用具、その他の相談に応じた訪問指導を行うとともに、自立支援を推進するための自立支援型個別会議（兼サービス担当者会議）や、保健師・歯科衛生士・管理栄養士を含めた市医療職が地域課題の抽出やサービス内容の検討を行う多職種連携元気サポート会議に参加してケアプランに対する助言を行い、住民主体の通いの場などでの運動指導・認知症予防を継続して実施しました。

###### d）生きがいの支援の充実、社会参加・参画の推進

○　稲ふれあいセンターや市東部・西部の公共施設での運動トレーナーによる体操指導のほか、生涯学習センターの春秋講座や箕面シニア塾の文化・健康コース、スポーツコースの実施により、高齢者の学習機会やスポーツを通じた健康づくりの機会の確保に努めました。また、シニア活動応援交付金の活用により、新たなサークルの立ち上げや既存のサークル活動の活性化を図り、高齢者の地域活動を促進しました。

○　シニアクラブ活動の支援については、引き続き高齢者福祉大会、高齢者作品展、高齢者健康セミナー等の各種事業や、会員の加入促進に向けた取組を支援しました。

○　稲ふれあいセンターの運営や街かどデイハウスの活動支援等により、高齢者の交流・活動拠点の活性化に取り組みました。

##### イ）地域包括ケアシステムの深化

###### a）日常生活圏域の見直し

本市では、令和７年(2025年)以降の超高齢化を見据え、第７期計画から14の小学校区を日常生活圏域と設定し、地域包括ケアシステムの中核となる機関として５か所の「地域包括支援センター（高齢者くらしサポート）」を設置しました。

###### b）地域包括支援センターの機能強化

①地域包括支援センターの活動状況

地域包括支援センターに寄せられる相談内容については、「介護保険サービス」についての相談が22.4％と最も多く、次いで「介護相談・介護者支援」についての相談が16.6％となっています。（図表72、図表73参照）

図表72： 地域包括支援センターへの相談内容（令和元年度(2019年度)）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 合計 | 西部 | 北部・西南 | 中西部 | 中東部 | 東部 |
| 介護相談・介護者支援 | 3,814件 | 665件 | 448件 | 643件 | 1,677件 | 381件 |
| 介護保険サービス | 5,164件 | 879件 | 586件 | 855件 | 1,149件 | 1,695件 |
| ケアプラン | 1,741件 | 303件 | 311件 | 250件 | 144件 | 733件 |
| 認定申請 | 2,267件 | 303件 | 206件 | 217件 | 907件 | 634件 |
| 高齢者虐待 | 157件 | 29件 | 19件 | 35件 | 33件 | 41件 |
| 成年後見制度等 | 231件 | 59件 | 18件 | 83件 | 35件 | 36件 |
| 地域支援事業 | 275件 | 5件 | 65件 | 25件 | 17件 | 163件 |
| 医療・保健・福祉サービス | 2,164件 | 370件 | 595件 | 319件 | 718件 | 162件 |
| 生活上の相談 | 3,404件 | 546件 | 16件 | 704件 | 248件 | 1,890件 |
| 総合事業関係 | 701件 | 31件 | 20件 | 78件 | 263件 | 309件 |
| 認知症 | 2,027件 | 89件 | 143件 | 371件 | 235件 | 1,189件 |
| その他 | 1,066件 | 65件 | 7件 | 173件 | 101件 | 720件 |
| 総計 | 23,011件 | 3,344件 | 2,434件 | 3,753件 | 5,527件 | 7,953件 |
| 割合 | 100.0％ | 14.5％ | 10.6％ | 16.3％ | 24.0％ | 34.6％ |

図表73： 地域包括支援センターへの相談内容の割合（令和元年度(2019年度)）



②基幹型及び機能強化型地域包括支援センターの運営

○　高齢化の進展やそれに伴う相談件数の増加等への対応、更には「在宅医療・介護連携」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」、「総合事業の推進」などに取り組み、さらなる地域包括ケアシステムの充実を推進する必要があることから、市直営の地域包括支援センターは、担当区域の高齢者支援を行う従来型の機能に加え、各センター間の総合調整や、市域全体にかかわる課題の把握と、施策展開のコントロールタワーとしての役割を担う基幹型の機能と、認知症支援や高齢者虐待など個別分野における各センターの後方支援を行う機能強化型の機能を担いました。

○　基幹型地域包括支援センターとして、従来型地域包括支援センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談支援等活動推進のための体制維持・強化を行うとともに、地域ネットワークの構築に対する支援や地域課題の解決に向けた支援など地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた機能を担いました。

○　機能強化型地域包括支援センターとして、認知症の予防と啓発の推進を図り相談支援体制を整備して関係機関とのネットワーク構築を図るとともに、権利擁護業務にかかる困難ケースについて個別分野ごとに従来型地域包括支援センターの後方支援を行いました。

③地域包括支援センターの適切な運営及び評価

　地域包括支援センターの活動については、箕面市地域包括支援センター運営基本方針を定めるとともに、国における評価指標に併せて市独自評価指標を設定し、その指標に基づき「箕面市介護サービス評価専門員会議」において継続的に評価点検を行っていくとともに、実地指導を行い適切な運営を行いました。

④地域包括支援センター職員の人材育成

　地域包括支援センターで対応している高齢者等の生活課題が多様化・複雑化する中で、適切に対処できるよう、研修の機会を確保しました。また、情報提供の充実を図り、地域包括支援センター職員のスキルアップへの支援を進めました。

⑤地域ケア会議の充実に向けた内容や機能の明確化

○　市は、ケアマネジャー、保健医療福祉に関する専門的知識を有するかた、民生委員・児童委員その他関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議（以下、「地域ケア会議」という。）を開催しました。

○　地域ケア会議には、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の５つの機能があり、この５つの機能を推進し、高齢者個人への支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが重要です。（図表74参照）

○　個別課題解決機能を持つ地域ケア会議として、従来型地域包括支援センターが、①自立支援型個別会議、②困難事案個別会議、③虐待事案個別会議を主催しました。

○　地域課題発見機能やネットワーク構築機能を持つ地域ケア会議として、市が、①多職種連携元気サポート会議、②困難事案レビュー会議、③虐待事案レビュー会議を主催しました。

○　各種地域ケア会議において多様な専門職、住民等の地域関係者によって個別ケースの検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有しました。

図表74： 第７期計画期間中の地域ケア会議の体制



###### c）総合事業（みのおあんしん生活サポート事業）の実施

①本市の総合事業

　　総合事業は、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントと、自立支援に向けたサービスを利用することで、心身機能の改善や日常生活場面の活動性を高め、社会参加を促し、高齢者のかたが生きがいや役割・目標をもって暮らせるようにする事業です。総合事業の推進により、元気な高齢者が増えて、要介護認定を受けるかたが減り、高齢者の「生活の質」が向上して、結果として介護保険料の上昇も抑えられることを目的としています。

　　　なお、総合事業の令和元年度(2019年度)の延べ利用件数は、訪問型サービスが5,345件、通所型サービスが7,746件、介護予防ケアマネジメントが7,408件で、平成29年度(2017年度)の各0.97倍、1.10倍、1.00倍となっています。事業所指定数については、平成28年(2016年)４月以降はほぼ横ばいで、令和２年(2020年)４月時点で59事業所となっています。

図表75：総合事業　事業対象者数の推移　　　　　図表76：総合事業の　事業所指定数の推移



※各年度３月末

②本市の総合事業の特徴

本市の総合事業の特徴は、市高齢福祉室に配置されたリハビリテーション専門職が地域包括支援センターごとの担当制により、総合事業の利用にあたって、地域包括支援センター職員やケアマネジャーとともに高齢者宅を訪問し、専門的な視点で本人の心身状態を把握し、「自立支援型個別会議」で適切なサービス利用につなげています。

③総合事業の類型（令和２年(2020年)９月末）

図表77：総合事業の訪問型サービス

|  |  |
| --- | --- |
|  | 総合事業 |
| 箕面市訪問介護相当サービス（専門型） | 箕面市訪問型サービスＡ（緩和型） | 箕面市訪問型サービスＣ（短期集中型） |
| １ | 利用者の状態像 | 要支援１・２、事業対象者 |
| ２ | サービス内容 | 入浴介助、通院介助など（訪問介護員による身体介護及び生活援助） | 掃除、買い物など（生活支援サポーター等による生活援助） | 訪問指導 |
| ３ | サービス提供者 | 箕面市訪問介護相当サービス指定事業者 | 箕面市訪問型サービスＡ指定事業者 | 市医療職 |
| ４ | 目標期間の設定 | 設定なし（サービス提供期間は無期限） | 設定あり（３～６か月）ただし、延長可 | 設定あり（３～６か月） |
| ５ | 単価 | 1,172単位（週１回）2,342単位（週２回）（月包括単位） | 224単位/回 | なし |
| ６ | 利用者負担 | 介護給付の利用者負担額と同じ |

図表78：総合事業の通所型サービス

|  |  |
| --- | --- |
|  | 総合事業 |
| 箕面市通所介護相当サービス（専門型） | 箕面市通所型サービスＡ（緩和型） | 箕面市通所型サービスＣ（短期集中型） |
| １ | 利用者の状態像 | 要支援１・２、事業対象者 |
| ２ | サービス内容 | 通所介護事業者ごとに作成する介護予防のためのプログラム | 利用者ごとに作成する個別機能訓練のためのプログラム |
| ３ | サービス提供者 | 箕面市通所介護相当サービス指定事業者 | 箕面市通所型サービスＡ指定事業者 | 箕面市通所型サービスＣ指定事業者 |
| ４ | 目標期間の設定 | 設定なし（サービス提供期間は無期限） | 設定あり（３～６か月）ただし、延長可 | 設定あり（３～６か月） |
| ５ | 単価 | 1,655単位（週１回）3,393単位（週２回）（月包括単位） | 356単位／回（全日型送迎有）315単位／回（半日型送迎有）310単位／回（全日型送迎無）269単位／回（半日型送迎無） | 381単位／回 |
| ６ | 利用者負担 | 介護給付の利用者負担額と同じ |

###### d）生活支援コーディネート機能の充実と日常生活支援の推進

①生活支援コーディネート機能

○　本市では、平成30年(2018年)10月より「住民主体、住民が主役の地域の支え合い体制を構築すること」を目的に、「顔の見える総合相談・支援モデル事業」を実施し、平成31年(2019年)４月に６つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置しました。

○　市全域レベルを担当する生活支援コーディネーターは、市の基幹型地域包括支援センター職員が担います。日常生活圏域レベルのコーディネーターは、ささえあいステーション職員（箕面市社会福祉協議会委託）が担い、①地域アセスメントの実施、②多職種・多機関・地域との連携強化・充実、③地域連携による福祉のまちづくり、④総合相談業務などを実施しました。

○　また、地域住民を含め地域の生活課題解決の担い手となり得る団体等が参画して地域の課題やニーズを共有し、解決策を検討する場として、協議体を設置しています。市全域レベルを担当する協議体は、庁内の関係部署をはじめ地域包括支援センターや社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの地域の関係者で構成され、地域づくりの目標や方針等を共有しました。日常生活圏域レベルを担当する協議体は、ささえあいステーション職員が中心となり、小学校区ごとに地域課題について地域の関係者と話し合い、解決のための取組を検討しました。

　　○　総合事業の訪問型サービスの担い手を増やすため、身体介護を必要としないかたの生活援助を行う生活支援サポーター養成研修の受講者に対する補助を実施しました。

②日常生活支援の推進

○　現在、本市では、市が実施する生活支援サービスや、社会福祉協議会による家事援助や見守り支援、シルバー人材センターによる家事援助、民生委員・児童委員やボランティア等による見守り支援、民間事業者による家事援助や配食サービスなど、様々な機関により高齢者の日常生活支援が行われました。

③地域支え合い体制の整備

○　現在、地域における福祉活動として、社会福祉協議会が地区福祉会を通じて進めている小地域ネットワーク活動を始め、民生委員・児童委員、自治会、シニアクラブ、ボランティアやＮＰＯなど、多様な主体による活動が行われています。本市では、これらの活動を継続していくための環境づくりを進め、地域で支え合い・助け合いの推進を図るため、ささえあいステーションを設置し、住民同士の支え合い体制の構築や地域の相互扶助（ご近所福祉）の「住民意識の醸成」に取り組みました。

###### e）在宅医療と介護の連携強化

①在宅医療・介護連携推進事業の推進

　○　医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をめざして、在宅医療・介護連携推進事業に取り組みました。

■在宅医療・介護連携推進事業の事業項目と主な取組内容

|  |
| --- |
| □地域の医療・介護の資源の把握・医師会による「医療マップ」、「みのお認知症相談マップ」の作成、ホームページの作成・市による「高齢者福祉サービスのご案内」の作成□在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討・医師会による「在宅医療連携推進事業運営委員会」（隔月開催）において、地域の医療と介護の関係者、市などが参画し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、各機関において、課題に対する解決策に向けた取組を推進□切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進・医師会を核とした、多職種による在宅での看取りを含めた切れ目のない対応ができる体制の構築に向けて、診療所と病院の連携や在宅療養の後方支援のありかたを「在宅医療連携推進事業運営委員会」で検討□在宅医療・介護関係者の情報の共有の支援・「主治医・介護支援専門員等の情報交換連絡票」を、認知症のかたとその家族への支援に、多くの職種が共通したアセスメントに活用できるよう改編□在宅医療・介護連携に関する相談支援・市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を中心とした市民の介護相談対応・各病院の地域医療室を中心とした退院支援及び在宅相談支援・医師会配置の在宅医療コーディネーターによる関係機関との連携・歯科医師会による在宅歯科ケアステーションの設置□医療・介護関係者の研修・市による「多職種連携研修会」の開催（年３回）□地域住民への普及啓発・市民向けの在宅医療・介護サービスに関する講演会等の開催（年１回）□在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携・本市と同じ二次医療圏の市町と池田保健所との情報交換や協議の実施 |

②かかりつけ医等の普及・啓発

○　高齢者が元気なときから「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ち、健康増進や病気の早期発見に取り組めるよう、普及・啓発を行いました。

###### f）権利擁護の推進

①高齢者虐待防止策の推進

○　高齢者虐待への対応には、地域包括支援センター、介護サービス事業者、地域住民、地域における多様な関係団体との連携が不可欠であるため、迅速な対応体制の充実をめざして、「箕面市高齢者虐待対応マニュアル」の改訂に取り組みました。

○　「成年後見制度利用促進法」に基づき、継続性を確保した法人後見体制の確保と実施に向けた検討を行いました。

○　介護者による虐待を未然に防止するため、「男性介護者の会」開催など家族介護者への支援の充実を図りました。

②権利擁護の取組の充実

○　身寄りがなく、成年後見制度の利用が困難な高齢者については、市が当事者に代わって成年後見制度の申立てを行う「市長申立て」や、低所得者への費用給付など、権利擁護を推進する各種制度を活用しました。

○　地域包括支援センターが中心となり、消費生活センター、警察、消防等の多様な関係機関とも連携を強化して、引き続き高齢者の消費者被害を未然に防止するよう努めました。

##### ウ）認知症高齢者支援策の充実

###### a）認知症予防と啓発の推進

■認知症予防の取組内容

|  |
| --- |
| □認知症に関する講座認知症に関する正しい知識を得ることは、認知症の発症や進行を遅らせ、早期に治療へつながる効果があるため、市の認知症地域支援推進員が中心となり、幅広い世代への講座や前期高齢者をターゲットとした教室の開催を行いました。□認知症予防推進員の養成　街かどデイハウスや高齢者ふれあいいきいきサロン等、地域の通いの場での認知症予防と啓発の役割を担う「認知症予防推進員」を養成しました。□認知症予防自主グループへの支援　認知症についてより具体的に理解を深めるとともに、継続的に予防活動ができるように「認知症予防自主グループ」の立ち上げ及び支援を行いました。 |

|  |
| --- |
| □医療と介護データの分析認知症に関するエビデンスの収集を行うため、65歳から74歳の国民健康保険被保険者（11,643人）と75歳以上の後期高齢者医療被保険者（17,955人）の医療と介護データの分析を行いました。糖尿病や高血圧症などの生活習慣病との関連性があり、生活習慣病の発症予防や重症化予防が認知症の発症や進行を遅らせる要因のひとつであると示唆されます。 |

###### b）認知症の早期発見・早期対応の推進

①早期発見、早期対応

|  |
| --- |
| □認知機能低下サインへの気づきできるだけ早く発見し、相談、治療、適切なサポートを受けることで、進行を遅らせたり、今後の生活の準備をすることができる可能性があるため、認知機能の低下サインに気づけるように以下の取組を行いました。・箕面市版認知症ケアパス「認知症安心ガイド」の改訂・広報紙に「認知症安心ガイド」を掲載し、市民全体への啓発・介護保険料決定通知書に「認知症安心ガイド」を同封し、約35,000人へ発送・認知機能検査アプリが入ったタブレットの体験会の開催・地域包括支援センター、社会福祉協議会、稲ふれあいセンターの計７か所にタブレットを設置・約45分間スクリーンを使って、脳の認知機能を見ながら集団で実施する簡易測定会（ファイブ・コグ）の開催□医療機関への受診勧奨　状態に応じて地域包括支援センターの促しや「みのお認知症相談マップ」を活用し、認知症状の状態に応じたサービス利用や、医療機関への受診を勧奨しました。 |

②認知症初期集中支援チームによる支援

|  |
| --- |
| □連携・指導・助言地域包括支援センター、介護サービス事業者などと連携し、認知症相談状況を確認し必要な指導助言等の支援を行いました。□特別集中支援チームによる支援　医師と保健師で構成する認知症初期集中支援チームにより、医療・介護サービスにつながっていない認知症高齢者等とその家族に対し、適切かつ必要なサービスが受けられるよう医療機関への受診勧奨や同行受診などを行いました。また、地域の医療機関と連携し、毎月チームでの情報共有を行い、困難事案の検証や支援方針のありかた等を検討しました。 |

■認知症初期集中支援チームによる主な取組内容

（全198件：平成31年(2019年)４月～令和２年(2020年)３月対応分）

　　１．相談内容内訳





　　２．性別　　　　　　　　　　　　　３．年齢



・相談内容は、「支援方針」、「徘徊」で半数以上を占めています。

・性別は、女性が６割以上を占めています。

・年齢は、75歳以上の後期高齢者が８割強を占めています。

c）認知症高齢者の見守り・支援体制の強化

|  |
| --- |
| □みのお行方不明者ＳＯＳネットの整備認知症高齢者等が行方不明になった場合を想定して、警察だけでなく、地域住民や団体等が捜索に協力して、行方不明者を発見できるよう「みのお行方不明者ＳＯＳネット」を整備しています。□ottaの利用促進　いざという時に高齢者の位置情報を確認できるottaの利用を促進しました。□認知症サポーターの養成、フォローアップ　認知症に関する正しい知識と理解をもち、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けや見守りを行う「認知症サポーター」を養成し、継続して活動できるようにフォローアップ研修を開催しました。□キャラバン・メイト養成、フォローアップ　認知症サポーター養成講座の指導者を養成し、継続して活動できるようにフォローアップ研修を開催しました。□認知症高齢者等への声かけ訓練　認知症のかたへの接し方や声かけの方法など、実践的な見守りができることを目的とした、「認知症高齢者等への声かけ訓練」を実施しました。□認知症カフェへの支援　認知症高齢者等と家族が気軽に外出できるように、認知症カフェやコミュニティカフェの定期開催を支援しました。□男性介護者のつどいの開催　男性特有の介護の問題などについて、交流会を開催し、介護者を支援しました。 |

##### エ）介護サービスの質の確保・向上と適正・円滑な運営

###### a）介護サービスの提供

介護サービス基盤整備にあたっては、特別養護老人ホームの入所待機者解消や介護離職※[[1]](#footnote-1)ゼロの施策推進のため、広域型特別養護老人ホーム（60床）の公募実施、また、併せて、地域密着型サービスについては、在宅における多様な介護・医療ニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の公募を継続しました。

###### b）介護サービスの基盤の充実と質の確保・向上

①介護サービス提供事業者等への指導監査

事業者に対し、日常的な助言・指導に加え、集団指導や指定有効期間（6年）内に１回の割合で実施することを目標としている実地指導を通じて、適切に指導監査を行いました。

実地指導では、各事業所における利用者の生活実態、サービス提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、よりよいケアの実現に努めました。

②介護人材の確保

　　総合事業の訪問型サービスの担い手を増やすため、身体介護を必要としないかたの生活援助を行う生活支援サポーターを養成することにより、介護サービスに従事するヘルパーや介護士などの人材確保に努めました。

###### c）相談支援体制

①相談体制の充実

　　６つのモデル校区に「ささえあいステーション」を設置し、全市民を対象とした困りごとの相談等を受け付け、気軽に身近に相談できる体制の充実を図りました。

②高齢者等利用者にとってわかりやすい情報の提供

介護保険制度や介護保険サービスについて必要なかたが利用しやすいように、「高齢者福祉サービスのご案内」冊子を更新し、情報のバリアフリー化を図りました。そのほか、ケアマネジャーやサービス事業者に対しては、国・府等からの通知を含め、必要な情報を速やかに提供できるように努めました。

###### d）介護保険事業の適正かつ円滑な運営

①適正な要介護認定の実施

○　介護認定審査会の審査前には、市職員が認定調査結果や主治医意見書の点検を行うとともに、必要に応じ調査員への疑義照会や主治医への意見照会を実施して、審査・判定の適正性確保に努めました。また、認定調査員及び介護認定審査会委員の判定技能の向上を図るための研修を実施しました。

○　認定調査、介護認定審査会においては、障害等の特記事項を審査・判定に適切に反映させました。

○　認定調査においては、障害者や外国人等のコミュニケーション支援が必要なかたについて、手話通訳、筆談、多言語通訳等の配慮を行い、より正確な心身状況の把握に努めました。

○　要介護認定等の申請件数の増減に対応して介護認定審査会の開催回数を調整し、円滑な要介護認定の実施に努めました。

②介護給付適正化事業の推進

「第４期（2018年度～2020年度）大阪府介護給付適正化計画」に定められた主要８事業（認定訪問調査の点検、ケアプランチェック、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用）について、介護給付の適正化に取り組みました。

■介護給付適正化の取組内容

|  |
| --- |
| □認定調査の点検認定審査会の審査前資料において、不整合や記述内容の疑義等の確認を行いました。□ケアプランチェック市給付担当部署、地域包括支援センターが中心となり、ケアプランが利用者の自立につながる真に必要なサービスの位置づけがされているか確認しました。□住宅改修の適正化①サービス利用者から提出された住宅改修費支給申請書の市における審査の際に、リハビリテーション専門職（必要に応じて建築専門職）により点検を行いました。②住宅改修工事の事前または事後に、リハビリテーション専門職による現地調査等の確認を行いました。また、病院や介護事業者などの他機関のリハビリテーション専門職とも連携し住宅改修の適正化に努めました。　□福祉用具購入・貸与調査①福祉用具の選択や使用方法について、リハビリテーション専門職が訪問指導を行い、地域ケア会議の際に福祉用具購入の点検並びに福祉用具貸与計画も合わせて点検を行い、適正な利用を助言しました。②貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が貸与利用者の内から無作為に抽出し点検しました。□医療情報との突合医療情報との突合リストにより、給付状況を確認しました。□縦覧点検　縦覧点検一覧表により、重複請求などの疑義等の確認を行いました。□介護給付費通知　介護保険サービス利用者へ利用実績を通知しました。□給付実績の活用　ケアプランチェックと並行し、給付実績等の情報を活用して、不適正な給付がないか確認しました。 |

##### オ）安全・安心のまちづくりの推進

###### a）福祉のまちづくりの推進・高齢者の住環境の整備

高齢者の閉じこもりを防止し、自立と社会参加・交流を促進するため、オレンジゆずるバスやオレンジゆずるタクシー等による市内移動の充実等により、地域におけるバリアフリー交通網の整備に努めました。

　　　また、民間住宅等については、介護保険制度の住宅改修を活用し、高齢者や介護者のニーズに応じた、住宅のバリアフリー化を支援しました。

###### b）災害時等における高齢者支援体制の確立

避難行動要支援者名簿を作成し、地域の民生委員・児童委員等に配布することで、平時から見守りを通じて災害時要援護者を把握するなど、災害時に迅速な安否確認を行うことができるよう支援体制の構築に努めました。また、医療的ケアの必要な独居高齢者等を対象とした要継続支援者名簿、個別支援計画の策定により、個別状況をふまえた支援体制の構築を進め、平成30年(2018年)６月の大阪北部地震発災時には、要継続支援者名簿をもとに安否確認を実施しました。

そのほか、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結するとともに、引き継ぎ、全市一斉総合防災訓練に併せて、介護サービス事業者情報連携訓練を実施しました。

1. ※　介護のための離職。高齢の親や家族を介護する必要が生じたことにより、今の仕事を辞めざるをえなくなること。 [↑](#footnote-ref-1)